

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する意見募集の結果について

令和7年12月11日

経済産業省

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

省エネルギー課

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）等」について、以下のとおり、パブリックコメントを実施いたしました。

いただいた御意見及び御意見に対する当省の考え方を公表いたします。

1. 意見公募の対象

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）等

※上記に係る個別の法令としては以下のとおり。

（１）エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）

（２）工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示（案）

（３）工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示（案）

2. 意見募集期間

令和7年10月17日（金）～令和7年11月16日（日）

3. 意見数

提出意見数：7件

うち本件に係る意見：6件

4. 御意見の内容及び御意見に対する考え方

寄せられた御意見の内容と御意見に対する考え方については別紙のとおりです。

※なお、行政手続法第四十三条第二項の規定に基づき、寄せられた御意見は整理又は要約しています。また、このほか、意見募集を実施した際の改正案から一部技術的修正を行ったうえで本省令等を制定する予定です。

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（案）等に対する御意見及び御意見に対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
<p>データセンターにおけるエネルギー使用を合理化するため、無駄な情報をデータ化しない、不要な情報を削除する、情報量を圧縮する等の省データの取組を推進するべき。</p>	<p>省データの取組については、今後検討させていただきます。</p>
<p>「太陽光発電設備を新設する場合には、土砂崩れ等に対する安全面への懸念が低く、環境及び景観等への影響が比較的に少ない建築物の屋根に設ける太陽光発電設備の選定に努める」についてです。</p> <p>昨今、太陽光発電設備を設置する際に、森林を伐採したり、現に耕作している農地を開発したりしてこれを設置する事例が多くあり、それにより、森林における生物多様性が毀損されたり、土砂崩れの虞が高まったり、水源林・保安林としての機能が損なわれたり、山の斜面に敷き詰められた太陽光発電設備からの反射光により光害が発生したりする事例も出ています。</p> <p>本件は、飽くまで努力義務を定めるのみであり、実効性に疑問があります。所謂悪徳事業者が、この告示を無視して安全、環境又は景観に悪影響を及ぼす発電設備を設置せんとした場合に、これを差し止めることができないのではないかと考えます。</p> <p>したがって、努力義務ではなく、義務化したり、罰則を設けたりすることが望ましいものと思料します。</p> <p>また、太陽光発電設備のみならず、風力発電設備等であっても、森林を伐採する等して生態系に悪影響を及ぼす事例があります。そして、建築物の屋根に設置する場合であっても、瓦屋根等の景観が損なわれたり、反射光による光害が発生したりする事例も存在します。</p> <p>したがって、太陽光発電設備に限らず、「発電設備を新設する場合」とすることや、あたかも「屋根等への設置を奨励する」かのような文言は削除いただくのが望ましいと思料します。</p>	<p>再生可能エネルギーについては、地域の理解や環境への配慮を前提に導入を進めていく方針です。関係省庁と連携を図りながら、関係法令に基づき、より一層の規律の強化、地域共生の確保に取り組んでまいります。</p> <p>なお、本改正案における屋根設置太陽光発電設備の建築物の屋根への設置については努力義務であり、屋根設置太陽光発電設備の設置により景観及や光害が発生することが見込まれる等、地域の景観条例等をはじめとして、他法令において設置が制限される場合は努力義務が課されません。</p>
<p>太陽光発電の設置場所について努力義務的な内容になっているので具体的な規制にまで踏み込んでおかないと、被害が出てから罰則付き規定を作る、という対応に追われるのではないかと。既に設置されたものは仕方ないにせよ令和7年以降の設置について条件付きできちんとした規制を設けておかないと、際限なく新設がなされ被害が出てから対応に追われるのではないかと。とくに昨今はゲリラ豪雨的な予測のつかない降</p>	<p>再生可能エネルギーについては、地域の理解や環境への配慮を前提に導入を進めていく方針です。関係省庁と連携を図りながら、関係法令に基づき、より一層の規律の強化、地域共生の確保に取り組んでまいります。</p>

<p>雨量の日が多いため、具体的な罰則付き法規制が必要である。</p>	
<p>エネルギー管理指定工場以外の拠点の扱いについて、制度案には「エネルギー管理指定工場単位（指定表）、これを総計した事業者単位（特定表）での報告を求める」とあるが、特定表には指定工場以外の拠点（非指定工場・営業所・倉庫など）も含める必要があるのかが明確でない。</p> <p>自社所有建屋に他事業者が入居している場合の扱いについて、自社が所有する建物の屋根であっても、入居テナント（他事業者）がエネルギーを使用している場合、その屋根面積を報告対象に含めるべきか判断できない。所有者として報告すべきか、またはエネルギー使用者（入居事業者）が報告すべきなのかを明確化いただきたい。</p>	<p>様式第9及び様式第21の特定第10表-8 屋根設置太陽光発電設備の設置状況については、指定表の合計値を記載することと原則としたうえで、エネルギー管理指定工場等以外の拠点については、任意で算入可能としております。備考1に記載を追加します。</p> <p>テナントビルにおけるエネルギー管理については、オーナー・テナント双方が協力してエネルギー管理を行っていただいています（省エネ法の手引き（工場・事業場編）-令和5年度改訂版-P62）。本件も同様の整理で、報告してください。屋根設置太陽光発電設備を設置していない屋根面積については、屋根設置太陽光発電設備の設置にかかるエネルギー管理権限を有する屋根について報告してください。</p>
<p>屋根設置型太陽光設備の報告における、エネルギー管理指定工場以外の拠点の扱いについて、制度案には「エネルギー管理指定工場単位（指定表）、これを総計した事業者単位（特定表）での報告を求める」とあるが、特定表には指定工場以外の拠点（非指定工場・営業所・倉庫など）も含める必要があるのかが明確でない。</p> <p>屋根設置型太陽光設備の報告における、自社所有建屋に他事業者が入居している場合の扱いについて、自社が所有する建物の屋根であっても、入居テナント（他事業者）がエネルギーを使用している場合、その屋根面積を報告対象に含めるべきか判断できない。所有者として報告すべきか、またはエネルギー使用者（入居事業者）が報告すべきなのかを明確化いただきたい。</p>	<p>同上</p>
<p>特定第10表-8 屋根設置太陽光発電設備の設置状況について、賃貸物件の場合は情報が無いので報告できない。</p>	<p>テナントビルにおけるエネルギー管理については、オーナー・テナント双方が協力してエネルギー管理を行っていただいています（省エネ法の手引き（工場編）P62）。本件も同様に、オーナーから情報提供を受けて、報告してください。</p>

※ なお本件意見募集とは直接関係のない御意見（1件）に対して、当省の考え方は示しませんが、承っております。